

## 記者発表資料

### 勤務態度不良による志木市職員の処分について

#### 1 概要

喫煙に関しては、喫煙時間等の厳守を重ねて周知するとともに、服務規律の遵守は再三にわたり注意喚起していたところ、去る7月9日（水）、部下の模範となるべき管理職が勤務時間中に喫煙のために職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた事実が確認できました。

このことから、当該職員に対し、平成26年8月4日付けで、地方公務員法第29条第1項第2号に基づく戒告処分を行いました。

また、当該職員の管理監督者については、文書注意を行ったところです。

#### 2 当該職員

- (1) 所属部署 健康福祉部子育て支援課
- (2) 職 名 主幹
- (3) 年 齢 53歳
- (4) 性 別 男

#### 3 処分年月日 平成26年8月4日（月）

#### 4 処分内容 戒告

#### 5 処分による影響等

- (1) 昇給・昇格 1年間、昇給及び昇格しない
- (2) 勤勉手当 直近の勤勉手当の成績率において、100分の20を減じる。

#### 6 中村企画部長のお詫びのコメント

職員の不祥事を未然に防ぐための再発防止策や、市民の信頼に応える市役所づくりを注意喚起していた中での服務規律に関する管理職の不始末であることを深く受け止め、市民のみなさまに、心から深くお詫び申し上げます。

全職員に対し、より一層の法令遵守を徹底するとともに、市政への信頼回復に努めます。

誠に申し訳ありませんでした。

#### 記者発表資料

平成26年8月4日（月）

企画部人事課

担当者／課長 尾崎誠一

電話／048-473-1111 内線2110

志 木 市